

兵庫県条例第 号

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出の義務等を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボーガン」とは、弦を引いた状態に保持し、かつ、矢を装填する装置を備え、引き金を引くことにより当該矢を発射させることができる弓であって、当該引いた状態に保持された弦にかかる重量（以下「弦の引き重量」という。）が30ポンド以上のものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(使用者等の責務)

第4条 ボーガンを使用し、又は管理する者（第10条から第12条までにおいて「使用者等」という。）は、ボーガンの使用により人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、ボーガンを使用し、又は管理しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 ボーガンの小売を業とする者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な情報の提供を行うとともに、県が実施するボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する施策に協力しなければならない。

(安全な使用)

第6条 ボーガンを使用する者（以下この条において「使用者」という。）は、人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は動物を殺傷することがないように、あらかじめボーガンの安全点検、周囲の状況の確認等をして、ボーガンを使用しなければならない。

2 使用者は、ボーガンを公園、道路、駅その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所（ボーガンを使用する研修の用に供する場所その他規則で定める場所を除く。）又は電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（次項において「公共の場所等」という。）において使用してはならない。

3 使用者は、ボーガンを公共の場所等に向けて使用してはならない。

4 使用者は、ボーガンを人又は動物に向けてはならない。

(適正な管理)

第7条 ボーガンを管理する者（以下この条において「管理者」という。）は、ボー

ガンを携帯し、又は運搬するときは、当該ボーガンに覆いをかぶせ、又は容器に格納しなければならない。

- 2 管理者は、ボーガンを保管するときは、他の者が容易に持ち出せないようにし、又は使用することができないようにしなければならない。
- 3 管理者は、ボーガンを使用しないときは、みだりにボーガンに矢を装填してはならない。
- 4 管理者は、ボーガンを譲渡し、又は貸与するときは、その相手方に対し、当該ボーガンの安全な使用及び適正な管理を要請しなければならない。
- 5 管理者は、ボーガンを廃棄するときは、他の者が当該ボーガンを使用することができないようにしなければならない。

(販売時の説明)

第8条 事業者は、ボーガンを販売するときは、そのボーガンを購入する者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) その販売するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
- (2) 前号に掲げるもののほか、その販売するボーガンの安全な使用及び適正な管理に関する事項

(取得の届出等)

第9条 ボーガンを取得した者は、その取得した日から14日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売その他の規則で定める目的（以下「販売等の目的」という。）で取得した場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) ボーガンを取得した日
 - (3) 取得したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 新たに県の区域内に住所を有することとなった者で、現にボーガンを所有している者は、新たに県の区域内に住所を有することとなった日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売等の目的で所有している場合は、この限りでない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 新たに県の区域内に住所を有することとなった日
 - (3) 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 3 前2項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったとき（次項に規定するときを除く。）は、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、当該変更があった事項を知事に届け出なければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その住所を県の区域外に変更し

たときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、又は紛失したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(情報の提供等)

第10条 知事は、使用者等及び事業者に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な情報の提供、研修等を行うものとする。

(助言及び指導)

第11条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、使用者等又は事業者に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するために必要な助言又は指導をすることができる。

(報告徴収及び立入調査)

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、使用者等又は事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員に、使用者等がボーガンを使用し、若しくは保管する場所又は事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協力の求め)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条、第9条、第12条、第15

条及び次項から附則第6項までの規定は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にボーガンを所有している者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンを販売等の目的で所有している場合は、この限りでない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更があったとき(次項に規定するときを除く。)は、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、当該変更があった事項を知事に届け出なければならない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、その住所を県の区域外に変更したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 附則第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、又は紛失したときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 附則第2項から前項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。